

様式第 1 号(第 6 条関係)

西予福長発第256号
平成29年 7月10日

総務企画部総務課長
宇都宮 裕 様

福祉事務所
長寿介護課長 浅野 幸彦

会 議 要 録

名 称	平成 29 年度 第 1 回西予市地域包括支援センター運営協議会	
事 務 局	福祉事務所 長寿介護課 高齢者包括ケア係	
	電 話 0894-62-6406	
	F A X 0894-62-6543	
開 催 日 時	平成 29 年 6 月 26 日(月) 18 : 30 ~ 20 : 00	
開 催 場 所	西予市役所 5 階 大会議室	
出席者	委 員	■河野敏雅 (会長) ■井関満永 (副会長) ■明石宣文 ■清家浩之 ■和気慎一郎 □樋口志保 ■中村一雅 ■西村権司 ■井上富士彌 ■河野秀雄 ■河野千鶴子 (■出席 10 名、□欠席 1 名)
	事務局	酒井福祉事務所長、兵頭健康づくり推進課長 (長寿介護課) 浅野課長、大野本課長補佐、井上保健師長 信宮係長、村田係長、矢野 (包括) 三瀬センター長、川崎センター次長 上甲センター次長
議事内容(要旨)	(1) 西予市地域包括支援センター運営協議会について 【資料 1】 西予市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 ・資料 1 を使用し、井上師長より説明あり。 (2) 西予市地域包括支援センター運営指針について 【資料 2】 総合事業移行による地域包括支援センターの業務整理 【資料 3】 西予市地域包括支援センター運営指針 【資料 4】 西予市地域包括支援センターの業務 ・資料 2.3.4 を使用し、井上師長より説明あり。 ・ (1) (2) ともに質問・意見なし。	

(3) 平成 28 年度活動内容について

【資料 5】平成 28 年度西予市地域包括支援センター事業報告

【資料 6】収支決算書

・資料 5.6 を使用し、三瀬センター長より説明あり。

(4) 地域包括支援センター事業評価について

【資料】地域包括支援センター事業評価等資料

・資料を使用し、三瀬センター長より説明あり。

・井上師長より、評価方法については国から具体的に示されておらず、先進地を参考に実施していることについて追加説明あり。

《(3) (4) 質疑応答》

・成年後見制度の支援内容と対応件数について質問があり、具体的な支援方法と認知症患者の増加に伴い対応件数が増加傾向にあることを説明した。

・(3) (4) について、出席委員全員の挙手により、センターが適切に運営されていると評価し受理。

(5) 平成 29 年度活動計画内容について

【資料 7】平成 29 年度西予市地域包括支援センター事業計画

【資料 8】収支予算書

・資料 7.8 を使用し、三瀬センター長より説明あり。

《質疑応答》

・センターの職員配置について、適正人数を満たしているがさらに充実させるよう検討してはどうか質問あり。昨年度より従事者は増加しているが、専門職の任用は難しい状況であり、今後も適正な配置を検討していくことで理解を得た。

・出席委員全員の挙手により受理。

(6) 予防給付に係るマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所について

【資料 9】未承認介護予防支援の委託先居宅介護支援事業所一覧

・資料 9 を使用し、井上師長より説明あり。

《承認事項》

・未承認 8 事業所について、出席委員全員の挙手にて承認。

(7) その他

《質疑応答・意見交換》

・地域包括ケアシステムの構築には医師との連携は重要である。現場では、センターは一人ひとりに寄り添った丁寧な対応をされている。限られた資源の中で、顔の見える付き合いを行いセンターと医療機関・かかりつけ医が連携がとれるよう皆で協力していかなければならない。

・西予市では、認知症の方（予備軍含め）の人数について質問あり。介護認定された方のうち、認知症自立度Ⅱa以上の方は2,300人、MCI（軽度認知障害）の方は、統計上は4,000～5,000人と推計されると回答。

・インフォーマルサービスについて質問あり回答する。

・介護予防における地域間格差について質問あり。地区高齢者サロン等の現状について説明する。

・高齢者自動車運転免許更新に関しては、認知症であるから取消すという単純な事柄ではなく、その方の生活に大きな影響を及ぼすため、関係者（警察・医師等）は悩みながら対応している。今後、代替の移動手段等を含めた環境整備等も検討する必要があるのではないか。

会議名： 地域包括支援センター運営協議会

公開開始日

会議の概要

西予市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため設置されている。

運営協議会は15人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

運営協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。